

基本計画案に係る意見について

府省名	頁・行	項目	意見の内容	理由
財務省	8 頁 28 行 ～9 頁 27 行		新統計法上では、業務統計についても基幹統計として指定することが可能とされているが、業務統計の基幹統計への指定は、業務統計の基本的な性格を踏まえ、明らかに本来業務に支障が生じない場合に限り行われるべきものであり、業務統計については他の統計とは異なる考慮がなされなければならない。この点について全く記述がない現案では、全く同意できない。	業務統計は、国民が法律上定められた行政手続を行うために提供した情報を副次的に利用して作成するもので、当該情報の統計への利用は本来業務の円滑な実施に支障がない範囲に限定すべきであり、また、当該手続に必要とされる申告項目等は本来の行政目的に基づき決定されるべきものである。したがって、業務統計が基幹統計に指定されとした場合には、統計法により求められる責務等に服することになるが、これにより本来の行政手続の要請を超えた負担を国民に強いるようなことがあってはならない。基幹統計の指定は、個々の業務統計の持つこのような特殊性を踏まえ、明らかに本来業務に支障が生じない場合に限り行われるべきものと考ええる。
	(別表) 32 頁	(別添) 貿易統計(業)	貿易統計は、その基本的な性格上、「新たに基幹統計として整備すべき統計」というカテゴリーに位置づけることは適当でなく、本項目から削除すべきである。	業務統計たる貿易統計は、貿易手続の円滑化・簡素化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告項目の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このような貿易統計の基礎となる輸出入申告手続に対する要請等を勘案すると、貿易統計を「新たに基幹統計として整備すべき統計」に位置づけることは不適切である。
	20 頁 14 行～17 行		企業の貿易取引に関する行政記録情報の高度利用については、その前提条件として、本来業務の円滑な実施に支障がなく、また、個別の企業情報が識別されることがないなど秘密保持が確保されるときに限る旨明記すべきである。	行政記録情報の高度利用にあたっては、改正統計法において、調査票情報等の情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であったものは、業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと規定されているものの、これのみでは行政記録に含まれる個別企業に係る情報の秘密を確保するには不十分であり、個々のケース毎に個別企業の秘密保持を確保するための具体的な方策が十分に手当てされることが前提条件であると考ええる。

府省名	頁・行	項目	意見の内容	理由
	(別表) 15頁	(6) 1番目の	「新たな統計情報の作成に向けて、検討を開始する」ことは、輸出入申告情報の基本的な性格上、不相当であり、削除すべきである。	輸出入申告書は、秘密に属すべき個別企業の個々の輸出入取引の内容（何時、誰が、何を、どれだけ、いくらで売買したか等）を、強い間接強制（虚偽申告等に対する罰則等）の下、税関での輸出入許可手続のために提出を求めているものである。「輸出行動を当該企業の企業特性と関連付けた新たな統計情報の作成」は、強い間接強制の下で提供された個別の輸出入に関する情報の目的外使用であり、不相当である。（こうした輸出入申告情報の特殊性に鑑みれば、税関職員以外の者に守秘義務が課されている場合においても、これらの者に申告情報そのものを提供することは適当ではない。）
	(別表) 15頁	(6) 2番目の	何の条件も付さずに「所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映させる」と記述することには同意できない。	当該施策を実施するためには、貿易統計システムのプログラム変更等の条件整備が必要である。貿易統計に係る予算が限られている中、よりプライオリティーの高い改善ニーズがあり得ることも想定すれば、当該施策を実施するための予算が確実に確保できるか現時点では保証できない。
	23頁 24行～27行		行政記録を提供することが困難とする合理的な理由の例として、秘密保持の確保に対する懸念について明記すべきである。	行政記録情報の提供にあたっては、提供先の職員に守秘義務がかかるとしても、提供された行政記録情報を用いて作成した統計によって個人や企業が類推されたり、その利益が阻害されるような悪影響が生じないように、秘密保持の確保の方策について十分な検討が必要であり、仮に秘密保持の確保が困難である場合には行政記録情報の提供が行われることはないことを明確にすることにより、国民の理解を得る必要があると考える。
	23頁 28行～32行		「安全性」には、秘密保持の確保を含む旨明記すべきである。	行政記録情報の提供にあたっては、提供先の職員に守秘義務がかかるとしても、提供された行政記録情報を用いて作成した統計によって個人や企業が類推されたり、その利益が阻害されるような悪影響が生じないように、秘密保持の確保の方策について十分な検討が必要であり、仮に秘密保持の確保が困難である場合には行政記録情報の提供が行われることはないことを明確にすることにより、国民の理解を得る必要があると考える。

府省名	頁・行	項目	意見の内容	理由
厚生労働省	(別表) 17頁	(7) 6番目の	<p>以下のとおり修正されたい。</p> <p>(原案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な措置、方策等 <u>平成 22 年を目途に、非正規雇用の実情を、継続的に把握する統計調査を毎年実施する。</u> ・実施時期 <u>平成 22 年を目途に実施する。</u> <p>(修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な措置、方策等 非正規雇用の実情を、継続的に把握する統計調査を毎年実施することについて検討する。 ・実施時期 <u>平成 21 年度から検討する。</u> 	<p>非正規雇用の実態を把握する統計調査については、これまで年 1 回の雇用構造調査の枠組みの中で実施してきたところである。なお、雇用構造調査は、非正規雇用の実態把握以外にも、高年齢者、若年者、転職者、求職者等その時々の方針ニーズに応じてテーマを変えて実施してきており、いずれのテーマも方針ニーズや統計行政の新中・長期構想に盛り込まれた事項（高齢化社会に対応する統計の充実）に対応するために引き続き実施が必要なものである。</p> <p>このため、ご指摘の調査の実施に当たっては、雇用構造調査において設定するテーマに関わらず非正規雇用の実態把握に関する項目を固定して設けることが考えられるが、特に高年齢者など非正規雇用以外のテーマの場合には難しく継続性が保てない。また、別の調査としてそれぞれを別々に実施することについても現在の厳しい予算制約の中では実現は難しいところである。このように、現時点でご指摘に対応するための有効な手段は見当たっておらず、22 年の実施の実現可能性に関して目処が立てられない状況である。</p> <p>調査の必要性・趣旨については十分に理解するが、それを既存統計の見直しや予算的・人力的観点からの実現可能性を含めて効率的に実施する方法について、検討する時間が十分に必要である。</p> <p>特に、22 年度の実施を達成するためには、来年の春までに政策部局との調整を経て具体的な方策を決定し予算要求を行う必要があるが、実質的な検討時間が 4 ヶ月程度である現状は十分な時間が確保されている状態とは言えない。</p>